次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

当社従業員が仕事と子育てを両立させることができ、全員が働きやすい環境を作ることによって、 全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画期間

令和4年(2022)4月1日から令和9年(2027)3月31日までの5年間

2. 行動計画内容

目標 年次有給休暇の取得状況を現状よりも改善する。

≪対策≫

- ・ 計画年休の徹底を図る。
- ・夏季・年末年始時期に合わせ、年次有給休暇の取得を促し、改善を図る。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性社員を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画期間

令和4年(2022)4月1日から令和9年(2027)3月31日までの5年間

2. 当社の課題

全社員にに占める女性の割合が5%と低いこと。

3. 目標

全社員に占める女性の割合を10%以上とする。

4. 取組内容

2022年4月~ 女性の採用を増やす方針と年間目標を設定する。

2022年5月~ 女性の採用基準・広報活動・制服や施設等の見直しをする。

2021年4月~ 女性の積極的な登用を実施する。